

○監査の対象

団体名：公益財団法人 スポーツ振興財団
 所管部署：生涯学習部 スポーツ課

○監査期間

平成27年4月3日～平成27年7月27日

○措置等の内容

指摘事項	出資団体の支出伝票の確認業務を担っているが、物品購入の決定、現金出納簿の作成等に係る指導が不十分であるので、財団経理規程等に基づいた確認指導を徹底されたい。	
区 分 (該当に○印)	<input type="radio"/>	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	<input type="radio"/>	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
	<input type="radio"/>	3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	物品購入の決定、現金出納簿の作成等、財団の経理規程に基づいた指導を行い実施し、帳簿等の必要書類の整備を行うこととした。今後も、規定に則った指導を徹底していく。	

指摘事項	本市スポーツ施設に服務規律や指揮命令権の及ばない財団職員を割り当てた管理運営状況は、安定性の観点から不適切であるため見直されたい。	
区 分 (該当に○印)	<input type="radio"/>	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	<input checked="" type="radio"/>	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
	<input type="radio"/>	3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	<p>財団職員の勤務条件については津山市の「非常勤嘱託職員の任用及び報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する規定」を準用しており、1週間の中での勤務の割振りを財団で決定し、便宜上、スポーツ課の勤務指定簿に掲載している。</p> <p>スポーツ教室、行事等については、財団主催、教育委員会共催の事業が大多数を占めており、職員間の協力体制は不可欠であり、今後も有機的に横のつながりを持ちながら事業を実施していくこととなるが、体育館の施設管理とは混同しないよう何らかの方策を検討したい。</p> <p>（財団職員の総合体育館内の席については、岡山県に行政財産使用料を支払い、財団専用の執務場所として確保しているものであるが、席の配置上、スポーツ課の業務と混同されてもやむを得ないものとする。）</p>	